障がい者支援施設等からの役務の提供等について

大阪府財務規則第６１条の４第２号に基づく、障がい者支援施設等からの役務の提供等についての契約の予定は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役務の提供 | 契約内容 | 契約相手方の決定方法 | 相手方の選定基準 |
| ○業務名  令和８年度版大阪府公立高等学校等ガイド印刷請負業務 | 〇契約予定日  令和７年５月９日  〇契約期間  令和７年５月９日  ～令和７年６月21日  〇仕様  ・印刷・仕分け | 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号による障がい者支援施設等からの役務の提供に基づく随意契約。 | ○地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に定める障がい者支援施設等であること。  ○当該物品調達の契約を履行する能力を有すること。 |